

被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）が扶養から外れたとき、健康保険組合に加入している会社は、平成26年12月から、年金事務所に届けることになりました

健康保険の扶養から外れて、国民年金の第1号被保険者となったとき届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとり年金記録の不整合により、老齢基礎年金の過払いが生じることがありました。

そのため、被扶養配偶者でなくなったときは、会社は「国民年金第3号被保険者被扶養被保険者非該当届」を年金事務所に届けることになりました。

新たに提出が必要になったケースは、 ・第3号被保険者の収入が基準額以上に増加し扶養から外れたとき ・離婚して扶養から外れたとき	協会けんぽに加入している会社	健康保険の届と年金の届が連動するので届出不要
	健康保険組合に加入している会社	健康保険の届と年金の届が連動しないので届出必要
今までもこれからも届けるケースは、 ・第3号被保険者が死亡したとき	協会けんぽに加入している会社も、健康保険組合に加入している会社も届出必要	
今までもこれからも届けないケースは、 ・被保険者の退職により第3号被保険者でなくなったとき	協会けんぽに加入している会社も、健康保険組合に加入している会社も届出不要	

基礎年金番号を確認できないときは、平成26年10月から資格取得届に住民票上の住所の記入が必要となりました

マイナンバー（個人番号）の導入に向けた取り組みとして、年金事務所では、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録することになったためです。

資格取得時の基礎年金番号	確認できる	資格取得届に基礎年金番号を記載する（今まで通り）			
	確認できない	① 運転免許証等により本人確認をする	② 住民票上の住所以外に郵便物が届く住所が	ある	資格取得届の住所欄に郵便物の届く住所を記入 備考欄に住民票上の住所を記入
				ない	資格取得届の住所欄に住民票上の住所を記入

- ※ 基礎年金番号が確認できないときは、「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書」を併せて提出します。
- ※ 運転免許証以外に本人確認ができるもの；住民基本台帳カード（写真つき）、パスポート（有効期限内）、在留カード、公共の期間が発行した資格証明書（写真つき）等となります。
- ※ 日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をもっています。
- ※ 20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちになったことがない方は、必ず本人確認をしたうえで、資格取得届のみをご提出ください。
- ※ 年金事務所にて本人確認ができなかった場合、資格取得届を一旦返却されることになっています。本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付がされません。

外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届等を提出する際には、平成26年10月より、「ローマ字氏名届」の提出も合わせて提出することになりました

外国籍の方の年金記録を適正に管理していくために必要です。

これまでの手続き	「厚生年金保険被保険者資格取得届等」 + 「アルファベット氏名（変更）届」（外国籍の方について任意提出）
平成26年10月からの手続き	「厚生年金保険被保険者資格取得届等」 + 「ローマ字氏名届」（外国籍の方について必ず提出）

- ※ 届出書には、在留カード（または特別永住者証明書）または住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入します。
- ※ 届出後も、年金事務所から送付される通知書や健康保険被保険者証はカナ氏名で表示されます。
- ※ 既に被保険者である外国籍の方についても、ローマ字氏名届を提出するようにしてください。